

議案第103号

佐野市みかもクリーンセンター余熱利用施設条例の改正について
佐野市みかもクリーンセンター余熱利用施設条例の一部を改正する条例を
次のように定めます。

令和7年12月5日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市みかもクリーンセンター余熱利用施設条例の一部を改正する 条例

佐野市みかもクリーンセンター余熱利用施設条例（平成19年佐野市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項を次のように改める。

余熱施設の開館時間又は利用時間は、次のとおりとする。

名称	開館時間又は利用時間
屋内施設	午前9時から午後11時まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）は、午前9時から午後9時まで
屋外施設（多目的運動場及び駐車場を除く。）	午前9時から午後10時まで。ただし、日曜日、土曜日及び休日は、午前9時から午後9時まで
多目的運動場	午前9時から午後11時まで。ただし、日曜日、土曜日及び休日は、午前9時から午後9時まで
駐車場	午前8時30分から午後11時30分まで。ただし、日曜日、土曜日及び休日は、午前8時30分から午後9時30分まで

第6条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 余熱施設の休館日又は休場日は、次のとおりとする。

（1） 第1金曜日及び第3金曜日

(2) 12月30日から翌年の1月2日までの日

(3) 定期点検日

別表第1項第1号の表及び別表第2項の表中

午前11時から正午まで	午前9時から正午まで	に改
正午から午後7時まで	正午から午後7時まで	
午後7時から午後12時まで	午後7時から午後11時まで	

める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐野市みかもクリーンセンター余熱利用施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可について適用し、同日前の利用の許可については、なお従前の例による。

理 由

余熱施設の開館時間、休館日等を変更するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第103号参考資料

佐野市みかもクリーンセンター余熱利用施設条例の改正案 新旧対照表

現 行			改 正 案		
(開館時間又は利用時間及び休館日又は休場日)			(開館時間又は利用時間及び休館日又は休場日)		
第6条 余熱施設の開館時間又は利用時間及び休館日又は休場日は、次のとおりとする。			第6条 余熱施設の開館時間又は利用時間は、次のとおりとする。		
名称	開館時間又は利用時間	休館日又は休場日	名称	開館時間又は利用時間	
屋内施設	午前9時から午後11時まで。ただし、 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）は、午前9時から午後9時まで	(1) 第1金曜日及び第3金曜日 (2) 12月30日から翌年の1月2日までの日 (3) 定期点検日	屋内施設	午前9時から午後11時まで。ただし、 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）は、午前9時から午後9時まで	
屋外施設（多目的運動場及び駐車場を除く。）	午前9時から午後10時まで	1月1日及び同月2日	屋外施設（多目的運動場及び駐車場を除く。）	午前9時から午後10時まで。ただし、 日曜日、土曜日及び休日は、午前9時から午後9時まで	
多目的運動場	午前11時から午後11時まで。ただし、 金曜日及び土曜日は、正午から午後12時まで	1月1日及び同月2日	多目的運動場	午前9時から午後11時まで。ただし、 日曜日、土曜日及び休日は、午前9時から午後9時まで	
駐車場	午前8時30分から午後11時30分まで。 ただし、金曜日及び土曜日は、午前8時30分から翌日の午前0時30分まで	1月1日及び同月2日	駐車場	午前8時30分から午後11時30分まで。 ただし、日曜日、土曜日及び休日は、 午前8時30分から午後9時30分まで	
2 余熱施設の休館日又は休場日は、次のとおりとする。					
(1) 第1金曜日及び第3金曜日 (2) 12月30日から翌年の1月2日までの日 (3) 定期点検日					

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、開館時間、利用時間、休館日若しくは休場日を変更し、又は臨時に休館日若しくは休場日を定めることができる。

別表 (第13条関係)

1 個人利用

(1) 都度利用

区分			金額		
			一般	70歳以上	中学生以下
(略)			(略)	(略)	(略)
多目的運動場	平日	午前11時から正午まで	550円	280円	280円
		正午から午後7時まで	550円	280円	280円
		午後7時から午後12時まで	880円	440円	440円
		(略)	(略)	(略)	(略)

(2) (略)

2 専用利用

区分			金額	
(略)	(略)		(略)	
多目的運動場	1面1時間 につき	平日	午前11時から正午まで	3,300円
			正午から午後7時まで	5,500円
			午後7時から午後12時まで	8,800円
			(略)	(略)

備考 (略)

3 指定管理者は、前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、開館時間、利用時間、休館日若しくは休場日を変更し、又は臨時に休館日若しくは休場日を定めることができる。

別表 (第13条関係)

1 個人利用

(1) 都度利用

区分			金額		
			一般	70歳以上	中学生以下
(略)			(略)	(略)	(略)
多目的運動場	平日	午前9時から正午まで	550円	280円	280円
		正午から午後7時まで	550円	280円	280円
		午後7時から午後11時まで	880円	440円	440円
		(略)	(略)	(略)	(略)

(2) (略)

2 専用利用

区分			金額	
(略)	(略)		(略)	
多目的運動場	1面1時間 につき	平日	午前9時から正午まで	3,300円
			正午から午後7時まで	5,500円
			午後7時から午後11時まで	8,800円
			(略)	(略)

備考 (略)